

市 民 環 境

戸籍・住民登録等	152
国民健康保険	154
後期高齢者医療保険	155
国民年金	156
在日外国人老齢・障害福祉金支給制度	158
医療費助成等	159
人権施策の推進	161
男女共同参画の推進	163
多文化共生社会の推進	165
国際交流	166
生活環境	167
清 掃	172
清掃センター	179

戸籍・住民登録等

1. 人口・世帯数・戸籍数

年	人口			世帯数 (世帯)	住民基本台帳		外国人住民		戸籍	
	男 (人)	女 (人)	計 (人)		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	戸籍数 (戸籍)	人口 (人)
26	55,590	57,007	112,597	45,117	110,621	43,654	1,976	1,463	45,487	115,154
27	55,578	57,042	112,620	45,586	110,613	44,064	2,007	1,522	45,633	115,224
28	55,581	57,043	112,624	46,098	110,457	44,443	2,167	1,655	45,790	115,228

(〔住民基本台帳〕には外国人住民を含まない。各年とも3月31日現在)

[外国人住民別人口]

(単位：人)

年	ブラジル	中国	フィリピン	韓国	ベトナム	米国	ペルー	朝鮮	その他	合計
26	442	536	367	208	141	70	35	25	152	1,976
27	412	542	384	209	170	61	34	24	171	2,007
28	462	531	392	200	271	64	36	22	189	2,167

(各年とも3月31日現在)

2. 各種証明書等交付

[戸籍関係]

年度	戸籍謄・抄本		除籍・原戸籍 謄・抄本		戸籍・除籍 記載事項証明		受理証明		届書記載 事項証明		合計	
	件	通	件	通	件	通	件	通	件	通	件	通
25	17,234	19,568	9,924	14,315	9	9	218	270	190	227	27,575	34,389
26	17,407	19,985	10,201	15,102	0	0	231	298	182	210	28,021	35,595
27	18,399	21,009	10,932	15,339	2	2	225	293	141	175	29,699	36,818

[住民登録関係]

年度	住民票		住民票 記載事項証明		閲覧 件	戸籍附票		合計 (閲覧を除く)	
	件	通	件	通		件	通	件	通
25	49,538	58,602	5,361	5,524	8,652	5,063	5,848	63,518	69,974
26	43,342	51,954	5,078	5,215	3,578	5,147	6,339	57,563	63,508
27	45,037	53,516	5,151	5,312	10,219	5,158	6,024	55,346	64,852

[行政証明関係]

年 度	印鑑証明		身分証明		外国人登録済証明		その他		合計	
	件	通	件	通	件	通	件	通	件	通
25	27,289	41,264	820	865	0	0	198	205	28,307	42,334
26	24,395	37,205	727	786	0	0	184	195	25,306	38,186
27	24,478	37,201	763	817	0	0	218	225	25,459	38,243

(〔その他〕には、不在住・不在籍証明等を含む。)

3. 印鑑登録

(単位：件)

年度	印鑑登録件数（再交付・引替交付を含む）
25	4,157
26	3,762
27	3,794

4. 届出数

[戸籍関係]

(単位：件)

年	出生	養子縁組 離縁	婚姻	離婚	死亡	入籍	転籍	その他	計
25	1,440	159	1,406	318	1,316	257	594	353	5,843
26	1,391	158	1,304	320	1,303	310	508	415	5,709
27	1,416	159	1,253	339	1,326	308	551	388	5,740

[住民登録関係]

(単位：件)

年度	転入	転居	転出	世帯変更	出生・死亡	その他	合計
25	3,330	2,298	3,553	1,134	2,049	7,210	19,574
26	3,393	2,212	4,192	1,096	1,942	7,867	20,702
27	3,429	2,206	4,671	1,127	2,005	9,028	22,466

(外国人も平成24年7月から住民登録されました)

5. その他

(単位：件)

年度	住居表示件数 (住居番号設定件数)	埋火葬（死産を含む）・改葬許可件数			自動車臨時運行 許可件数
		火葬	埋葬	改葬	
25	44	1,039	1	15	618
26	51	968	0	23	550
27	45	1,044	0	22	498

国民健康保険

1. 被保険者数

(平成 27 年度)

項目	前年度末	本年度末	年間平均
被保険者世帯数	14,870 世帯	14,620 世帯	14,821 世帯
被保険者総数	25,264 人	24,538 人	25,046 人
一般被保険者	23,938 人	23,741 人	23,977 人
退職被保険者	1,326 人	797 人	1,069 人
介護2号被保険者数	8,359 人	7,787 人	8,192 人
前期高齢者数 (65歳～74歳)	9,591 人	9,799 人	9,767 人

2. 保険料率

料率	区分	所得割		均等割		平等割	
	年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
	医療保険分	7.05%	7.20%	29,400 円	27,300 円	22,200 円	20,600 円
	後期高齢者支援分	2.35%	2.45%	9,000 円	8,900 円	7,800 円	6,500 円
	介護保険分	2.00%	2.10%	8,400 円	9,700 円	5,400 円	5,100 円

3. 保険料の最高、最低および平均額

(平成 27 年度)

区分	世帯最高	世帯最低	世帯平均	1人平均
医療保険分	年額 520,000 円	年額 15,480 円	年額 93,315 円	年額 57,679 円
後期高齢者支援分	年額 170,000 円	年額 5,040 円	年額 30,494 円	年額 18,848 円
介護保険分	年額 160,000 円	年額 4,140 円	年額 22,516 円	年額 18,914 円

4. 給付状況

	1件当たり医療費		1人当たり医療費	1件当たり高額療養費支給額
23年度	一般	19,468 円	287,072 円	67,620 円
	退職	19,177 円	326,712 円	103,384 円
24年度	一般	19,971 円	298,483 円	72,972 円
	退職	18,907 円	328,889 円	100,876 円
25年度	一般	19,830 円	302,883 円	67,001 円
	退職	20,742 円	359,674 円	94,731 円
26年度	一般	19,657 円	306,321 円	62,734 円
	退職	21,256 円	384,547 円	117,345 円
27年度	一般	20,450 円	327,239 円	62,087 円
	退職	22,069 円	405,044 円	110,416 円

※ 1件当たり医療費とは、当該年度の医療費を診療件数で除したものの。

5. その他の保険給付

	出産育児一時金			葬祭費		
	給付額	件数	金額	給付額	件数	金額
23年度	420,000 円	155 件	64,483,840 円	50,000 円	146 件	7,300,000 円
24年度	420,000 円	123 件	51,598,429 円	50,000 円	128 件	6,400,000 円
25年度	420,000 円	134 件	55,932,227 円	50,000 円	153 件	7,650,000 円
26年度	420,000 円	125 件	52,045,984 円	50,000 円	143 件	7,150,000 円

27年度	420,000円	109件	45,834,923円	50,000円	159件	7,950,000円
------	----------	------	-------------	---------	------	------------

- ※ 出産育児一時金は、平成27年1月から390,000円が404,000円に引き上げられた。なお、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、掛金分を含めて支給しており、平成27年1月からこの掛金が30,000円から16,000円に見直されたため、合計金額は変わらず420,000円となっている。
- ※ 平成21年度から、分娩機関への直接支払制度が始まり、上限額に達しない場合は、後日申請により本人へ差額支給を行うことから、金額に端数が生じている。

6. 保健事業

ア 特定健診

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	支払額(円)
26年度	16,483	4,825	29.3	26,044,996
27年度	16,328	5,090	31.2	32,806,486

※受診者数には人間ドック受診者等を含む。

イ 人間ドック

年度	受診者数(人)	委託料(円)	1人当たりの補助割合
26年度	1,515	28,602,000	費用の2/3で2万円以内
27年度	1,570	29,837,400	費用の2/3で2万円以内

後期高齢者医療保険

1. 被保険者数 (平成27年度)

被保険者数	前年度末	本年度末
	12,632人	12,971人

2. 保険料率

	平成26・27年度	平成28・29年度
均等割額	44,886円	45,242円
所得割額	8.73%	8.94%
年間保険料上限額	570,000円	570,000円

3. 給付状況

	1件当たり医療費	1人当たり医療費	1日当たり医療費
23年度	36,861円	642,117円	13,771円
24年度	38,296円	673,704円	14,466円
25年度	37,281円	668,243円	14,537円
26年度	37,004円	669,492円	14,736円
27年度	37,411円	681,364円	15,086円

※1件当たり医療費とは、当該年度の医療費を診療件数で除したものの。

4. その他の保険給付

葬祭費

	単 価	件 数	金 額
23年度	50,000円	638件	31,900,000円
24年度	50,000円	763件	38,150,000円
25年度	50,000円	734件	36,700,000円
26年度	50,000円	720件	36,000,000円
27年度	50,000円	720件	36,000,000円

国 民 年 金

1. 拠出年金

(1) 加入状況

(平成28年3月31日)

第1号被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者	合 計	備 考
13,014人	145人	9,496人	22,655人 (付加年金) 672人	保険料法定免除 935人 保険料申請免除 2,465人 (全額 2,030人、3/4 243人、 半額 123人、1/4 69人) 若年者納付猶予 367人 学生納付特例 1,638人

(2) 受給要件

(平成27年度)

老 齢 福 祉 年 金	大正5年4月1日以前に生まれた人が、70歳(障害者の場合は65歳)になったとき等。	年 金 額 399,700円
老 齢 年 金	大正15年4月1日以前に生まれた人で、納付要件を満たした人が65歳になったとき等。	年 金 額 5年年金 403,400円 10年年金 473,800円
通 算 老 齢 年 金	大正15年4月1日以前に生まれた人で、保険料納付期間、免除期間が1年以上あり、厚生年金、共済組合等の加入期間と国民年金の保険料を納めた期間をあわせて25年以上ある人が65歳になったとき。	年 金 額 {(2,501円×納付月数)+(2,501× 免除月数×1/3)}×0.999
障 害 年 金	障害認定日が昭和61年3月31日以前である人が、病気やけがで障害者となったとき。一定の保険料納付条件がある。	年 金 額 1級障害 975,100円 2級障害 780,100円
老 齢 基 礎 年 金	原則、保険料納付済期間および免除期間を合わせた期間が25年以上ある人が65歳になったとき。	年金額 780,100円 [国民年金加入期間の全期間(通常は40年)を納めた場合]
障 害 基 礎 年 金	国民年金加入期間中に初診日がある病気やけがで障害者となったとき、加入期間のうち保険料未納期間が1/3以上ないとき。	年 金 額 1級障害 975,100円 2級障害 780,100円

遺族基礎年金	国民年金加入中の人、老齢基礎年金の受給資格のある人が亡くなったときに、その人に扶養されていた子のある妻(夫)、または子がいるとき。国民年金加入中に死亡した場合は、加入期間のうち保険料未納期間が1/3以上ないとき。	年金額 子のある妻(夫) 子1人 1,004,600円 子2人 1,229,100円 子のみ 子1人 780,100円 子2人 1,004,600円
寡婦年金	夫が、老齢年金または老齢基礎年金を受けないで亡くなったとき、妻が60～65歳になるまでの間支給される。	年金額 夫が受けたであろう老齢基礎年金額の3/4
死亡一時金	3年以上保険料を納めた人が、老齢基礎年金または障害基礎年金を受けずに亡くなったとき。	一時金の額 3年以上15年未満 120,000円 15年以上20年未満 145,000円 20年以上25年未満 170,000円 25年以上30年未満 220,000円 30年以上35年未満 270,000円 35年以上 320,000円

(3) 支給状況

区 分	25		26		27	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
老 齢 福 祉 年 金	3	398,800円	3	399,700円	3	399,700円
老 齢 ・ 通 算 老 齢 年 金	1,870	680,552,400	1,664	595,078,900	1,475	533,748,900
障 害 年 金	61	51,989,100	57	48,106,800	52	44,075,200
母 子 ・ 準 母 子 年 金	0	0	0	0	0	0
寡 婦 年 金	22	9,988,500	18	7,961,800	14	6,252,400
老 齢 基 礎 年 金	22,854	15,851,643,900	23,866	16,358,836,800	24,756	17,187,097,986
障 害 基 礎 年 金	1,532	1,356,973,900	1,309	1,144,848,600	1,629	1,430,559,300
遺 族 基 礎 年 金	199	150,411,300	147	110,116,100	204	153,637,800
計	26,541	18,101,957,900	27,064	18,265,348,700	28,133	19,355,771,286

◎ 保 険 料

国民年金保険料	平成27年度	15,590円	
	平成28年度	16,260円	
国民年金付加保険料		400円	※いずれも月額

※日本年金機構からの資料提供により作成

在日外国人老齢・障害福祉金支給制度

○ 概 要

1982年（昭和57年）および1986年（昭和61年）の国民年金法の改正により、在日外国人の方も国民年金に加入できるようになりましたが、既に高齢であったため受給要件を満たせなかった方には、日本人に支給されていた無拠出の老齢・障害福祉年金等は支給されませんでした。このため、無年金者となっている在日外国人の高齢者・障害者の方に対して、国民年金法改正等により救済されるまでの間、彦根市独自の暫定措置として、福祉金を県の補助を受け支給するものです。

老 齢 福 祉 金	障 害 福 祉 金
<p>☆支給対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1926年（大正15年）4月1日以前に生まれた人。 ・1982年（昭和57年）1月1日以前から日本に居住し、1996年（平成8年）4月1日現在滋賀県内に外国人登録をしている人。（帰化した人を含む） <p>上記いずれにも該当する人。</p>	<p>☆支給対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1962年（昭和37年）1月1日以前に生まれた人。 ・1982年（昭和57年）1月1日以前に初診日があり、障害の状態が国民年金法に定める2級以上の人。 ・1982年（昭和57年）1月1日前から日本に居住し、1996年（平成8年）4月1日現在滋賀県内に外国人登録をしている人。（帰化した人を含む） <p>上記いずれにも該当する人。</p>
<p>☆支給金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年額264千円 	<p>☆支給金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年額72万円
<p>☆支給状況（平成27年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給権者 5人 ・支給対象者 4人 ・支給総額 1,078,000円 	<p>☆支給状況（平成27年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給権者 0人 ・支給対象者 0人 ・支給総額 0円

市民環境

医療費助成等

医療費の助成

(平成27年度)

制度別	種 別	対象者	助 成 費
		人	円
県補助	乳幼児福祉医療費助成事業	6,835	155,807,698
	重度心身障害者(児)福祉医療費助成事業	835	150,818,519
	精神障害者精神科通院医療費助成事業	305	8,609,682
	老人福祉医療費助成事業	135	7,197,087
	母子家庭福祉医療費助成事業	2,616	85,789,208
	父子家庭福祉医療費助成事業	185	4,591,403
	ひとり暮らし寡婦福祉医療費助成事業	29	3,587,888
	ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療費助成事業	22	1,101,467
	重度心身障害老人等福祉助成費助成事業	926	83,737,711
	精神障害老人精神科通院医療費助成事業	35	729,676
市単独	乳幼児福祉医療費助成事業	285	44,491,305
	心身障害者(児)福祉医療費助成事業	250	42,049,752
	老人福祉医療費助成事業	64	5,000,300
	重度心身障害老人等福祉助成費助成事業	384	34,003,199
	子ども医療費助成事業(入院 小中学生)	169	9,070,647
合 計		13,075	636,585,542

対象者数は平成28年3月末現在、助成費は平成27年度中の実績

市制度の乳幼児福祉医療費助成事業には、県制度の一部自己負担金の無料化分を含む。

児童手当の支払状況

(平成27年度)

(1) 児童手当

① 3歳未満

区 分	受給対象児童数(延べ)	支 払 額
	人	円
被 用 者	28,604	429,060,000
非 被 用 者	5,213	78,195,000
特 例 給 付	605	3,025,000
合 計	34,422	510,280,000

② 3歳以上～小学校修了前

区 分	受給対象児童数(延べ)	支 払 額
	人	円
被 用 者	89,526	947,495,000
非 被 用 者	18,775	201,520,000
特 例 給 付	5,047	25,235,000
合 計	113,348	1,174,250,000

③中学生

区 分	受給対象児童数 (延べ)	支 払 額
	人 36,146	円 361,460,000
特 例 給 付	2,851	14,255,000
合 計	38,997	375,715,000

④施設・里親

区 分	受給対象児童数 (延べ)	支 払 額
	人 11	円 165,000
3歳未満		
3歳以上～小学校修了前	48	480,000
中学生	187	1,870,000
合 計	246	2,515,000

人権施策の推進

「彦根市人権尊重都市宣言」の精神と「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」の趣旨にのっとり、部落差別や女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対するあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護に努め、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて、「彦根市人権施策基本方針」に基づき、総合的に人権施策を推進する。

1. 人権擁護・人権啓発の主要な取組

(1) 人権擁護活動に関すること

- ① 人権擁護委員の推薦および法務局等の人権擁護に係る関係機関との連絡調整や人権擁護推進員との合同研修会の開催、人権問題にかかる各種大会や研究会への参加
- ② 人権擁護委員による人権相談窓口の開設（毎月第1・第3水曜日 市役所1階市民相談室ほか）

(2) 人権尊重のまちづくりに関すること

「彦根市人権尊重都市宣言」の精神と「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」の趣旨にのっとり、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加によって人権が尊重され、誰もが自分らしく輝きながら、夢や希望をもって安心して暮らすことのできるまちの実現を図るため、平成21年4月に策定した「彦根市人権施策基本方針」に基づき、総合的に人権施策を推進した。

(3) 市民啓発に関すること

- ① 人権のまちづくりフェスタ2015
趣 旨 人権尊重のまちづくりの実現に向け、広く市民を対象に、現代社会において存在している様々な人権課題について学習と体験を行うことができる場として開催した。
開 催 日 平成27年10月10日（土）
開催場所 ひこね市文化プラザ 全館
内 容 講演 「障害のある人の権利を考える～虐待防止法・差別解消法を中心に～」
講師 又村あおい さん
講演のほか、より広い層からの自主的な参加を促進していくために、親子連れで参加できるような体験コーナーや飲食ブース、キッズスペースなどを設けた。また、人権啓発や福祉の推進に取り組む各種団体の活動発表と交流の場とした。
参加者数 1,500人
- ② 人権啓発物品の作成・配布
人権週間街頭啓発、人権のまちづくりフェスタ、研修会等で配布

(4) 地域啓発に関すること

- ① 彦根市人権教育推進協議会活動
 - ・地域における人権啓発活動の促進に向けた交流研修会の開催
 - ・各小学校区単位に組織された学区人権教育推進協議会との連絡・調整
- ② 学区人権教育推進協議会および自治会の人権啓発活動の推進
 - ・市民学習会、人権教育推進員研修会、人権のまちづくり懇談会の開催支援
 - ・「人推協だより」の発行
 - ・同和問題啓発強調月間における学区内啓発活動の推進

- ③ 地域人権啓発リーダーの育成
- ・人権啓発リーダー養成講座（人権ワークショップ・ファシリテーター養成講座）の開催
平成27年6月23日～7月14日の期間に全4講座 受講者 28人
 - ・人権啓発指導者研究会の開催
年2回開催 第1回：平成27年8月25日 出席者 47人
第2回：平成28年2月23日 出席者 39人
- ④ ヒューマンアクターの活動
- ・各学区人権教育推進協議会に対し、人権教育推進員研修会、市民学習会等の開催支援
 - ・各自治会単位の人権のまちづくり懇談会開催等の推進と支援
 - ・定例会議の開催による情報交換と研修および連絡調整
- ⑤ 啓発資料の作成と教材の整備
- ・啓発冊子「ゆきどけ」の作成
 - ・「人権のまちづくり懇談会開催のてびき」の作成
 - ・人権作品「はーとふるメッセージ」（標語・作文・ポスター）の募集および啓発パネルの作成・貸出
 - ・人権啓発視聴覚教材の整備と活用
 - ・各種研修会への参加

（5）企業啓発に関すること

- ① 経営者（1回）・新入社員（1回）・事業所内公正採用選考・人権啓発担当者（1回および視察研修1回）、次期「人権啓発担当者」養成（1回）等の人権問題研修を実施し、企業内における様々な人権課題への取組を促進
- ・平成27年度実績 研修会開催数 5回 参加企業（人数） 延べ99社・165人
- ② 7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用選考・人権啓発推進月間」を中心に、「推進班」を編成、企業への啓発訪問を実施
- ・年間訪問、啓発リーフレットの配布
 - ・平成27年度実績 人権啓発担当者設置企業数 247社（対象企業数 254社）
啓発訪問企業数 219社
- ③ 企業内研修への教材貸出・講師派遣
- ・平成27年度実績 講師派遣回数 35回 教材貸出件数 48件
- ④ 滋賀人権啓発企業連絡会彦根ブロック、彦根愛知犬上職業対策連絡協議会等との連携を図り、企業内人権教育の推進・活動を支援

2. 彦根市地域総合センターの概要

（1）人権・福祉交流会館の概要

所在地	彦根市犬方町848番地1
設置年月日	昭和42年1月12日（昭和46年現在地に移転）
改築年月日	平成18年5月10日
規模・構造	鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積	3,718.4㎡
建物延床面積	932.4㎡〔1F 523.9㎡・2F 408.5㎡〕（教育集会所部分含む。）
愛称	WAっとねす春日（わっとねすかすが）

広野教育集会所

所在地 彦根市犬方町848番地1
事業開始 昭和50年4月1日
(人権・福祉交流会館の一部として改築)

(2) 東山会館の概要

所在地 彦根市里根町163-1
設置年月日 昭和38年3月28日(昭和53年に全面改築)
規模・構造 鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積 611.87㎡
建物延床面積 356.53㎡ [1F 256.53㎡・2F 100.00㎡]

男女共同参画の推進

『性別にかかわらず 多様な生き方が認められ 一人ひとりが輝いて生きられるまち ひこね』をめざす将来像とし、『男女を問わず、一人ひとりが自立した人間として、個性や自主性が尊重され、誰もが社会の様々な場で対等に参画し、ともに支え合う男女共同参画社会を実現する。』を基本理念として、今も深く根ざした固定的な性別役割分業意識を解消し、男女を問わず責任と喜びを分かちあって、能力と個性が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進める。

1. 平成27年度主要事業

(1) 男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」の推進

平成23年3月に策定した男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」に基づき、市の施策を総合的に推進していくため、男女共同参画に関する事業の進捗状況の検証を行った。

(2) 男女共同参画社会づくり推進本部の運営

副市長を本部長、市民環境部長を副本部長とし、部長職の本部員と次長職の幹事、および幹事が所属する部等のワーキングメンバーで構成し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、当本部において調整を図った。

(3) さんかくミニ講座(出前講座)の開催

公募によって選任された男女共同参画地域推進員(7人)が地域等へ出向き、日常生活に根強く残る女性に対する偏見や風習・習慣の見直しと、市民一人ひとりが個性や能力を発揮することができる男女共同参画社会づくりについて話し合う出前講座を開催した。

年間開催回数 13回 参加者数 271人

(4) 男女共同参画推進事業者の表彰

男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者(事業活動を行う個人、法人、非営利団体、自治会等各種団体など)を公募し、選考委員会の選考に基づき表彰事業者を決定し、表彰するとともにこれを広く市民に周知し、男女共同参画の推進を図った。

表彰件数 3件

(5) 彦根市男女共同参画センター「ウィズ」の管理運営

男女共同参画を推進するための啓発および市民活動の拠点施設として、各種講座等の開催、情報の発信、資料の収集と提供、団体育成および団体間交流、相談業務、貸館業務を行った。施設の管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を採用している。

年間センター利用人数 28,827人

① 講座等

「男女共同参画セミナー（全5回）」、「男の生き方セミナー（全5回）」、「男と女の生き方セミナー（全2回）」、「女性チャレンジ支援講座（全4回）」、「市民企画講座（全3回）」、「親子ロボット教室（全20回）」、「ウィズおやか広場（全12回）」、「親子チャレンジ（全2回）」、「男女共同参画公開講座（全1回）」、「ウィズ法律講座（全1回）」、「ウィズ大学講座（全2回）」、「暴力防止啓発講座（全1回）」、「ウィズ粋イキ（いきいき）講座（全2回）」、「多文化交流セミナー（全1回）」他

講座受講者 延べ2,336人

- ・ウィズフェスティバル2015 「集まろう！考えよう！楽しもう！」

平成27年10月3日（土）開催 参加者 850人

- ・男女共同参画フォーラム 「戦後70年 時代を映すことば！—男女平等を求めて—」

平成28年2月28日（日）開催 参加者 120人

② 情報提供（図書、DVD等貸出し、情報誌発行など、男女共同参画に関する情報提供）

書籍・雑誌、DVD・ビデオの貸出し

書籍・雑誌 702冊 DVD・ビデオ 28本

男女共同参画社会づくり広報誌「かけはし」の発行

公募による編集委員（3人）が編集し、2月に全戸配布

③ 団体育成 登録団体数 27団体

④ 相談業務

「ウィズ相談室」・・・相談員が総合相談として電話と面談で対応

（毎週水～金の午後1時～4時） 214件

「こころの悩み相談」・・・臨床心理士が相談に対応（月1回） 31件

「法律相談」・・・弁護士が相談に対応（月1回） 15件

(6) 彦根城パープル・ライトアップの実施

「女性に対する暴力をなくす運動」期間の最終日である11月25日に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、彦根城の夜間ライトアップを紫色で点灯するとともに、彦根駅前街頭啓発を行い、パープルリボンのメッセージを呼びかけた。

多文化共生社会の推進

外国人住民は市人口の約2%を占め、また、定住志向も高まっている。互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく、多文化共生社会の実現に向けたまちづくりを進める。

1. 平成27年度主要事業

(1) 国際交流員の招致

JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）により、国際交流員（1人）をブラジルから招致して、「多文化交流教室」や「多国籍料理教室」等を開催した。市民に外国の文化・歴史・習慣等を紹介することで、国際理解を深め、地域レベルでの多文化共生社会への意識付けを推進した。

(2) 国際理解の推進（湖東定住自立圏事業）

国際的な視野や感覚を持った人材を育成するとともに多文化共生社会の実現のため、聖泉大学 森 雄二郎氏へ事業委託を行い、小中学校を中心に出席講座を行った。

出席講座年間開催回数 17回

(3) 多文化共生の促進

外国人住民も地域を構成する一員として、ともに暮らしやすいまちを目指し、通訳の配置や情報提供、また外国人児童・生徒への支援を行った。

① 市役所窓口への通訳配置

- ・ポルトガル語主任通訳 1名
- ・ポルトガル語通訳 1名
- ・英語通訳 1名

② 各種手続きや生活相談に関する電話相談

- ・英語 毎週水曜日 10:00～12:30, 13:30～16:00
- ・ポルトガル語 毎週木曜日 10:00～12:30, 13:30～16:00
- ・中国語 毎週金曜日 10:00～12:30, 13:30～16:00

③ 情報提供

- ・多言語版「広報ひこね」発行 毎月1回
(英語370部・ポルトガル語335部・中国語285部) (部数は12か月の平均値)
- ・彦根市生活ガイド発行 (英語300部、ポルトガル語250部、中国語200部、やさしい日本語200部)

④ 行政制度説明会「救命・防災講習会」の開催 参加者56人

(英語・ポルトガル語・中国語通訳配置)

⑤ 子ども多文化クラブの開催

- ・長期休暇中の外国人児童・生徒の孤立を防ぐため、学校や学年を越えてネットワークづくりができる場として夏休み・冬休みに開催した。

開催日数7日 (夏6日、冬1日) 参加者36人 (夏22人、冬14人)

国際交流

1. 姉妹都市・友好都市交流の推進

米国ミシガン州アナーバー市とは、昭和44年(1969年)の姉妹都市提携以来、市民使節団や中学生使節団の相互派遣交流などを中心に交流を行っている。また、中国湖南省湘潭市とは、平成3年(1991年)に友好都市関係を結び、市民使節団や中学生使節団の相互派遣などを通して友好交流を進めている。

2. 市民参加の国際交流の推進

市民会館にある「国際交流サロン」は、外国人住民と日本人住民が気軽に交流できる場として、また、市民団体の活動拠点、外国人住民の相談の場としても、広く活用されている。

さらに国際交流や多文化共生に係る情報発信に努め、市民の国際理解を推進し、多文化共生社会の実現を図っていく。

3. 平成27年度主要事業

(1) アナーバー市との交流（彦根市国際協会委託事業）

10月に、彦根市中中学生北米研修派遣団（生徒14人、引率者2人）がアナーバー市を訪問し、ホームステイや姉妹校での授業参加や交歓を通して交流を深めた。

(2) 湘潭市との交流（一部、彦根市国際協会委託事業）

彦根市からの中学生の代表団を派遣する予定だったが、彦根市の応募者がなかったことにより中止となった。また、湘潭市の代表団が彦根市を訪問する予定だったが、湘潭市側の意向により中止となった。

(3) 国際交流施設の管理運営

国際交流サロンでは、姉妹都市・友好都市をはじめとする国際交流関係の情報提供を行うほか、外国人住民との交流の場・市民団体の活動拠点としての活用を図った。

生 活 環 境

1. 交通安全対策

(1) 交通災害共済加入状況

交通災害共済は、県民一人ひとりが掛金を出し合い、交通事故にあった人に見舞金を贈り救済する県下19市町で構成している共済制度です。

年度	加入者数	加入率	共済掛金額
23	19,432	17.3	9,716,000
24	18,655	16.5	9,327,500
25	17,652	15.6	8,826,000
26	16,610	14.6	8,305,000
27	16,100	14.2	8,050,000

(2) 交通災害見舞金支給状況

年度	件数	金額	備考
23	212	13,305,000	内死亡4件
24	206	8,300,000	
25	221	9,600,000	
26	200	7,765,000	
27	183	9,465,000	内死亡3件

2. 公害対策

(1) 公害苦情受付件数 (平成27年度) (件)

区分	件数	処 理 状 況		
		解 決	指 導 中	調 査 中
振 動	0			
水 質 汚 濁	17	13		4
騒 音	10	8	1	1
大 気 汚 染	2	2		
悪 臭	35	32		3
そ の 他	27	26		1
計	91	81	1	9

廃棄物の不法投棄やごみの野焼き、隣近所の騒音など近隣公害といわれる苦情が多く寄せられています。自分の生活と環境との関わりについて、今一度見直す必要があります。

(2) 公害・環境の現状（行政の取組み）

① 工場パトロール

工場、事業場へのパトロールの実施によって、公害防止施設の稼働状況の確認、処理施設の改善指導と管理状況の確認を行い、必要に応じて排水、騒音などの検査、測定も併せて実施しています。

② 公害苦情処理

市民の方々から寄せられる公害等に関する苦情を処理しています。当課で処理できないものは他の課へ、また必要に応じて県の各関係機関への連絡や共同で処理することもあります。

③ 公害防止および環境保全に関する協定

市内の大規模工場や新しく設置される工場に対して、法律や条例に基づく規制を補完しながら、地域の実情に即した公害の未然防止を図るために、彦根市環境基本条例第21条第1項の規定に基づき公害防止および環境保全に関する協定を結んでいます。市外にある工場で排水が市内に流入する工場についても、同様の趣旨から協定を結んでいます。既に協定を結んでいる工場については、内容の充実を図るため見直し作業も進めています。

④ 環境調査

- (1) 河川水質汚染：市内12河川（犬上川、芹川など）、15地点を定点としてpH、BOD、COD、大腸菌群数などの一般項目および有害物質などの項目について、河川水を分析しています。その他の中小河川や堀などについても、適宜水質検査を実施しています。
- (2) 土壌底質検査：市内の田畑などの土壌や有害物質使用工場下流の河川底質中の重金属類について、毎年1回実施しています。
- (3) 大気汚染調査：浮遊粒子状物質は、1個所で毎月1回実施しています。
- (4) 騒音・振動調査：市内を縦断する名神高速道路、国道8号や市内主要道路などで、必要に応じて騒音・振動調査を実施しています。
また、一般環境の実態を把握するための調査も実施しています。
- (5) 環境保全意識の高揚：工場等の事業者や市民に対して、環境保全意識の高揚を図るために、情報の提供や広報掲載をしています。

3. 自然保護対策について

身近な自然に目を向け、自然と人間との関わりを理解してもらうため、毎年数回の自然観察会を実施し、彦根市内に残る身近な自然の保護・保全の啓発をしています。

4. 環境保全対策について

彦根市環境基本条例に基づき、彦根市環境基本計画および地域行動計画を策定し、本計画に基づき各主体の協力・協働の下、環境の保全と創出を進めています。

各家庭より排出される家庭排水の対策を総合的に進めるため、生活排水対策推進計画を策定し、環境保全指導員の養成を行っています

5. 低炭素社会構築について

地球温暖化問題の深刻化に対応するため、本市は、平成20年7月7日「低炭素社会構築都市宣言」を行いました。

低炭素社会を実現するため、教育分野では小学校4年生から6年生を対象に「環境学習プログラム」を実施し、家庭での温室効果ガスの削減に取り組んで頂いています。

また、省エネルギーを促進するため、緑のカーテンの実施を呼び掛け、栽培のための講習会やコンテストを定住自立圏内4町と共同で実施しています。

緑のカーテン栽培講習会

	講習会開催数	延べ参加者数
平成23年度（彦根市単独）	1	53
平成24年度（定住自立圏事業）	3	77
平成25年度（定住自立圏事業）	3	78
平成26年度（定住自立圏事業）	4	68
平成27年度（定住自立圏事業）	4	61

緑のカーテンコンテスト

	エントリー数	家庭部門	店舗・事業所部門	公共施設部門
平成23年度 （彦根市単独）	40	18	4	18
平成24年度 （定住自立圏事業）	78	46	9	23
平成25年度 （定住自立圏事業）	109	77	13	19
平成26年度 （定住自立圏事業）	38	17	6	15
平成27年度 （定住自立圏事業）	21	6	5	10

※家庭部門…主に個人住宅を対象、店舗・事業所部門…主に商店など事業所を対象

公共施設部門…主にコミュニティセンターや教育施設を対象

※平成26年度からは事前エントリー方式をやめ、直接応募で実施。平成26年度からは、応募数。

6. 生活排水対策（合併浄化槽）について

生活排水対策のひとつとして、浄化槽の設置に関して、受付および審査を行いました。併せて、公共下水道の整備が遅れる区域において、浄化槽の設置を促進するため、補助を行いました。

補助内容

5人槽－33万円、7人槽－41.1万円、10人槽－51.9万円

年 度	受付件数	内補助件数
平成23年度	132	34
平成24年度	101	34
平成25年度	128	30
平成26年度	102	33
平成27年度	43	19

7. し尿収集事業について（平成27年度）

市内のくみ取り式便所のし尿収集を（一財）彦根市事業公社に委託し、公衆衛生・生活環境の保全に努めました。

区 分	くみ取り件数	くみ取り延べ人数 または量	し尿処理手数料 (現年調定額)	し尿処理手数料 (収納額)	し尿処理手数料 (収納率)
定額制	5,515 件	23,452 人	11,960,440 円	11,598,630 円	96.97%
従量制	8,794 件	4,543,030 リットル	47,611,820 円	46,048,010 円	96.72%
計	14,309 件	—	59,572,260 円	57,646,640 円	96.77%

8. 2R（リデュース：発生抑制、リサイクル：再資源化）の推進事業について

- (1) 自治会、子ども会など地域団体が行った紙類、繊維類の資源回収に対して奨励金を交付し、資源の再生利用の推進およびリサイクル意識の高揚を図りました。

年 度	延べ団体数	回収量 (k g)	奨励金交付額 (円)
平成23年度	791	3,051,426	6,102,852
平成24年度	772	2,852,455	5,704,910
平成25年度	806	2,752,964	5,505,928
平成26年度	773	2,595,141	5,190,282
平成27年度	749	2,383,486	4,766,972

- (2) 生ごみ処理機の購入者に対して補助金を交付し、自家処理を推進しました。

年 度	受付件数	補助金交付額 (円)	補助率	補助限度額(円)
平成23年度	28	406,300	1/3	15,000
平成24年度	24	357,000	1/3	15,000
平成25年度	19	282,400	1/3	15,000
平成26年度	29	424,400	1/3	15,000
平成27年度	21	303,200	1/3	15,000

- (3) 市民団体の協力でバイオ菌を活用した簡易生ごみ処理法の普及を図りました。

9. 消費生活相談

消費生活相談受付件数

消費生活相談は、市民の消費生活に関するトラブルなどに対応するため、専門の知識を持った消費生活相談員による窓口を開設し、問題の解決に当たっています。

年 度	受付件数	内苦情件数	内多重債務相談件数
平成22年度	315	272	58
平成23年度	500	480	43
平成24年度	536	514	30
平成25年度	640	600	37
平成26年度	574	560	34
平成27年度	543	531	17

10. 犬の登録、狂犬病予防注射実施状況 (平成27年度)

(単位：件)

場所	登 録 頭 数			死亡および抑留頭数		注 射 頭 数		
	各地区会場	生活環境課 (稲枝支所)	獣 医 師	計	死 亡	抑留数	集 合	個 別
件数	19	97	271	387	290	12	719	3,078

清 掃

1 ご み

一般廃棄物処理実施計画（ごみ）

平成 28 年 4 月 1 日

1 排出の見込み量	39,578 トン
(1) 資源	3,880 トン
ア 缶・金属類	246 トン
イ びん類	786 トン
ウ ペットボトル	381 トン
エ 容器包装プラスチック	1,633 トン
オ 廃食用油	37 トン
カ 使用済み乾電池	33 トン
キ 古紙・衣類	762 トン
ク 使用済み蛍光管	2 トン
(2) 可燃ごみ	32,442 トン
ア 燃やすごみ	28,638 トン
イ 草・木	3,332 トン
ウ 生ごみ	462 トン
エ 紙	10 トン
(3) 粗大ごみ	1,301 トン
ア 粗大ごみ	1,180 トン
イ 小型家電	121 トン
(4) 埋立ごみ	1,955 トン

2 処理主体

種 類	処理区分	処 理 主 体		
		収集および運搬	処 分	
			中間処理	最終処分
資 源	缶・金属類	選別・圧縮	委託業者	彦根市 再資源化事業者
	びん類	色選別	委託業者	彦根市 再資源化事業者
	ペットボトル	圧縮・梱包	委託業者	彦根市 特定再商品化事業者
	容器包装プラスチック	圧縮・梱包	彦根市・委託業者	彦根市 特定再商品化事業者
	廃食用油	再資源化	彦根市・委託業者	再資源化事業者
	使用済み乾電池	再資源化	彦根市・委託業者	再資源化事業者
	古紙・衣類	再資源化	委託業者	再資源化事業者
	使用済み蛍光管	再資源化	彦根市・委託業者	再資源化事業者
可 燃	燃やすごみ	焼 却	彦根市・委託業者 ・許可業者	彦根市 大阪湾広域臨海環境整備センター 民間事業者
	草・木	再資源化	彦根市・許可業者	再資源化事業者
	生ごみ	再資源化	許可業者	再資源化事業者
	紙	再資源化	許可業者	再資源化事業者
埋立ごみ		埋立て	彦根市・委託業者	民間事業者 民間事業者
粗 大	粗大ごみ	破 砕	彦根市・許可業者	彦根市 大阪湾広域臨海環境整備センター 再資源化事業者
		再資源化		彦根市・認定事業者
特定家庭用機器		再資源化	彦根市・家電販売店	製造業者等
指定再資源化製品		再資源化	郵便局	製造業者等

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可業者

(有)平和産業 (有)キタセイ 喜多嘉和(株) (有)光田産業 (株)コテラ (株)杉本商事 (株)石田産業 真木産業 愛知美掃社 (有)木下カンセー 安田産業(株) (株)美濃ラボ 中部メディカル(有) 近畿環境保全(株) 湖北総合開発(株) (有)伊藤金属 (株)エコプラン 内田商店 (有)マサル (株)成功産業 (有)北口産業 クリーンワーク(株) ビューティ・サポート(株) 清美SAIGO (株)大栄工業 (有)伊藤商店 (株)中澤商事 (株)木下カンセー (株)スリーケー 丈工業 三重中央開発(株) (有)木村美装 中央環境サービス(株) 力興木材興行(株) (有)ビッグ管財 愛美装(株) オランジュ合同会社

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可業者

湖北総合開発(株) (株)成功産業 (株)環境事業公社

3 収集および運搬計画

(1) 収集および運搬する廃棄物の量

種類	収集および運搬主体			
	彦根市直営収集分	委託業者収集分	許可業者収集分	
資源	缶・金属類	－ トン	239 トン	－ トン
	びん類	－ トン	661 トン	－ トン
	ペットボトル	－ トン	374 トン	－ トン
	容器包装プラスチック	863 トン	770 トン	－ トン
	廃食用油	－ トン	37 トン	－ トン
	使用済み乾電池	21 トン	11 トン	－ トン
	古紙・衣類	－ トン	493 トン	－ トン
	使用済み蛍光管	2 トン	－ トン	－ トン
可燃	燃やすごみ	10,252 トン	9,015 トン	7,584 トン
	草・木	－ トン	－ トン	2,352 トン
	生ごみ	－ トン	－ トン	462 トン
	紙	－ トン	－ トン	10 トン
粗大	粗大ごみ	34 トン	－ トン	2 トン
	小型家電	4 トン	－ トン	－ トン
埋立ごみ	532 トン	417 トン	－ トン	

(2) 収集区域の範囲
彦根市全域

(3) 収集方法等

● 定位置収集

① 資源

(ア) 缶・金属類	月2回 (委託業者)	専用コンテナを使用
(イ) びん類	月2回 (委託業者)	専用コンテナを使用
(ウ) ペットボトル	随時 (委託業者)	回収ボックスを使用
(エ) 容器包装プラスチック	週1回 (市直営・委託業者)	指定袋を使用
(オ) 廃食用油	随時 (委託業者)	回収ボックスを使用
(カ) 使用済み乾電池	月1回 (市直営・委託業者)	
(キ) 古紙・衣類	月1回または月2回 (委託業者)	
(ク) 小型家電	随時 (市直営・戸別収集)	
(ケ) 使用済み蛍光管	随時 (市直営)	回収ボックスを使用

- ② 燃やすごみ 週2回 (市直営・委託業者) 指定袋を使用
- ③ 粗大ごみ 週1回 (市直営・戸別収集)
- ④ 埋立ごみ 月1回 (市直営・委託業者) 指定袋を使用
- ⑤ 特定家庭用機器 随時 (市直営・家電販売店)

⑥ 事業系一般廃棄物等

自ら処理できない場合は、①から④までの廃棄物の区分により、市の許可した業者にその処理を委託するか、または市長の指示に従い、その処理をしなければならない。

⑦ 事業活動以外から生じた多量の一般廃棄物

事業活動以外から生じた多量の一般廃棄物の処分をする場合は、市の許可した業者にその処理を委託することができる。

(4) 収集および運搬する廃棄物の搬入先別の内訳量

種 類	搬 入 先	搬 入 量			
		市直営収集分	委託業者収集分	許可業者収集分	
資 源	缶・金属類	彦根市清掃センター	－ トン	239 トン	－ トン
	びん類	彦根市清掃センター	－ トン	661 トン	－ トン
	ペットボトル	彦根市清掃センター	－ トン	374 トン	－ トン
	容器包装プラスチック	彦根市清掃センター	863 トン	770 トン	－ トン
	廃食用油	再資源化事業者	－ トン	37 トン	－ トン
	使用済み乾電池	彦根市清掃センター	21 トン	11 トン	－ トン
	古紙・衣類	再資源化事業者	－ トン	493 トン	－ トン
	使用済み蛍光灯	再資源化事業者	2 トン	－ トン	－ トン
可 燃	燃やすごみ	彦根市清掃センター	10,252 トン	9,015 トン	7,584 トン
	草・木	再資源化事業者	－ トン	－ トン	2,352 トン
	生ごみ	再資源化事業者	－ トン	－ トン	462 トン
粗大ごみ	彦根市清掃センター	34 トン	－ トン	2 トン	
埋立ごみ	民間事業者	532 トン	417 トン	－ トン	

4 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

施 設 名	所 在 地	型 式	処 理 能 力	
彦根市ごみ焼却場	彦根市野瀬町 279 番地 1	機械化バッチ	1 日	90 トン
彦根市プラスチックごみ減容装置	彦根市開出今町 1330 番地	熱風溶融固化	5 時間	7.5 トン
彦根市プラスチック資源化施設	彦根市野瀬町 279 番地 1	選別圧縮梱包	5 時間	4.9 トン
彦根市粗大ごみ処理場	彦根市野瀬町 279 番地 1	圧縮 2 次せん断	5 時間	50 トン
彦根市缶選別圧縮装置	彦根市野瀬町 279 番地 1	選別圧縮	1 日	4.9 トン
彦根市びん選別作業所	彦根市野瀬町 279 番地 1	手選別		－
彦根市ペットボトル圧縮梱包装置	彦根市野瀬町 279 番地 1	選別圧縮梱包	1 日	1 トン

(2) 搬入される廃棄物の搬入者別内訳量

搬 入 施 設	搬 入 者	搬 入 量
彦 根 市 ご み 焼 却 場	彦根市直営収集分	10,252 トン
	委託業者収集分	9,015 トン
	許可業者収集分	7,584 トン
	直接搬入分	1,787 トン
彦根市プラスチックごみ減容装置	彦根市直営収集分	－ トン
	委託業者収集分	－ トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	－ トン
彦根市プラスチック資源化施設	彦根市直営収集分	863 トン
	委託業者収集分	770 トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	0 トン

彦根市粗大ごみ処理場	彦根市直営収集分	38 トン
	許可業者収集分	2 トン
	直接搬入分	1,261 トン
彦根市 缶選別圧縮装置	委託業者収集分	239 トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	7 トン
彦根市 びん選別作業所	委託業者収集分	661 トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	125 トン
彦根市 ペットボトル圧縮梱包装置	委託業者収集分	374 トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	7 トン

(3) 残りかすの量および処分方法

残りかすの量	処分方法	処 分 地
3,682 トン	埋 立 て	大阪湾広域臨海環境整備センター
100 トン	焼 成	民間事業者

5 排出抑制および再資源化の方法

- (1) ごみの減量化や資源化、再利用への啓発活動を推進する。
- (2) 事業系一般廃棄物の適正排出の啓発活動を推進する。
- (3) 搬入物の展開検査や身分証明書の確認により越境ごみへの対策を実施する。
- (4) 自治会、婦人会、子ども会等各種団体による紙類、繊維類の資源回収に対し奨励金を交付し、リサイクル運動を推進する。
- (5) 生ごみ処理機の購入者に対して補助金を交付し、自家処理を推進する。
- (6) 有用微生物を活用した簡易生ごみ処理法を市民団体との共同で普及を図る。
- (7) ごみの分別により資源化（びん類、缶・金属類、ペットボトル、容器包装プラスチック、廃食用油、古紙・衣類、使用済み乾電池）を図る。
- (8) 粗大ごみは、処理施設において破砕後、金属部を回収し、資源化を図る。
- (9) 廃食用油は、バイオディーゼル燃料に加工後、ごみ収集車に使用して環境負荷への軽減を図る。
- (10) 草や剪定枝等の処分を委託し、ごみの減量および資源化を図る。
- (11) 焼却灰の一部について、処分を委託し、資源化を図る。
- (12) 家庭用の使用済み蛍光灯の拠点回収を実施し、資源化を図る。
- (13) 古紙等のスーパーマーケット等での回収（店舗回収）の利用促進を図る。
- (14) 雑紙のリサイクルに係る情報を提供し、リサイクルの推進を図る。

6 最終処分計画

埋立て

ア 彦根愛知犬上広域行政組合「一般廃棄物処理基本計画」による。

イ 大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬入

2 ごみ処理状況

(単位：t)

種類	年度		23	24	25	26	27
	可燃	燃 や す ご み	直営・委託収集量	20,465	20,354	20,285	20,012
許可業者搬入量 一般搬入量			12,829	13,353	14,255	14,167	10,649
小 計		33,294	33,707	34,540	34,179	30,160	
資源	容器包装プラスチック	直営・委託収集量 一般搬入量	1,577	1,439	1,358	1,242	1,181
	びん・缶・金属類	委託収集量 一般搬入量	1,240	1,214	1,193	1,140	1,167
	ペットボトル・廃食用油	委託収集量 一般搬入量	350	292	289	223	215
	使用済み乾電池	直営・委託収集量 一般搬入量	27	27	29	28	26
	古紙・衣類	委託収集量 一般搬入量	607	587	600	558	546
		集団回収量	3,051	2,853	2,753	2,595	2,383
	使用済み蛍光管	直営収集量 一般搬入量	0	0	0	0	1
	草・木	一般搬入量	0	0	0	0	689
小 計		6,852	6,412	6,222	5,786	6,208	
粗大	粗 大 ご み	直営収集量 許可業者搬入量 一般搬入量	2,073	2,118	2,537	1,310	1,406
		小型家電	直営収集量 一般搬入量	0	0	0	86
埋立	埋 立 ご み	直営・委託収集量	1,167	1,089	1,069	1,013	1,017
		一般搬入量	1,151	763	1,389	794	1,000
合 計			44,537	44,089	45,757	43,168	39,891

3 し尿処理状況

(単位：k l)

	生し尿	浄化槽汚泥	総処理量	1日平均
21年度	11,320	20,192	31,512	86.33
22年度	10,209	19,235	29,444	80.67
23年度	9,520	19,738	29,258	79.94
24年度	8,752	18,448	27,200	74.52
25年度	8,145	18,910	27,055	74.12
26年度	7,662	17,719	25,381	69.54
27年度	7,418	17,561	24,979	68.25

4 手 数 料

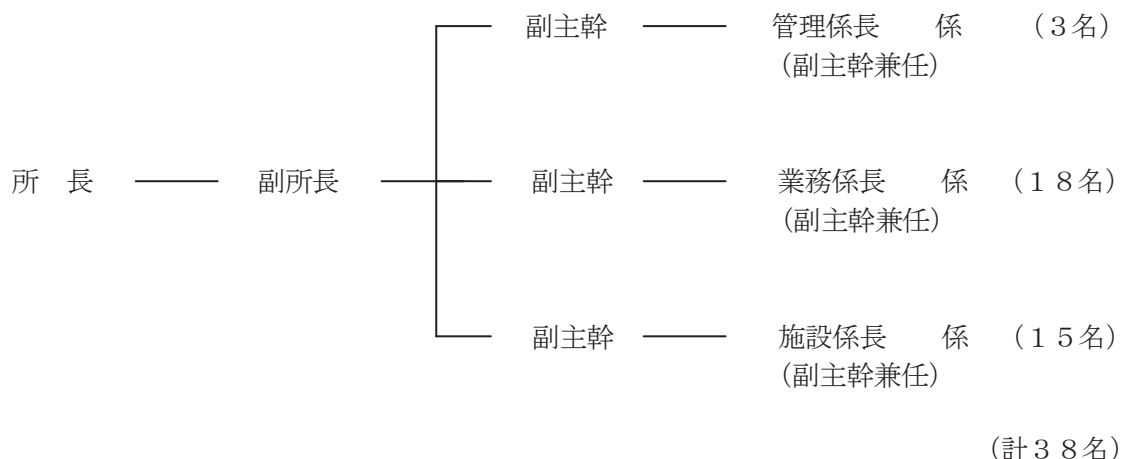
取 扱 区 分			
し	定額制によるもの	(1) 月 1 回の収集の場合	基本料 450 円に、世帯員 1 人につき 380 円の人頭料を加算した額。ただし、1 人世帯の場合は、人頭料を 190 円とする。
		(2) 月 2 回以上の収集を必要とする場合	1 回目は月 1 回の収集の場合と同様とし、2 回目からは 1 回ごとに基本料 450 円。
		(3) 2 箇月または 3 箇月に 1 回の収集の場合	基本料 450 円に、世帯員 1 人につき 380 円の人頭料（1 人世帯の場合は、190 円の人頭料）に当該月数を乗じた額を加算した額。
		(4) 上記に該当するもののうち特別に収集を必要とする場合	1 回につき基本料 450 円。
尿	従量制によるもの	(1) 不特定多数の人の出入りする事務所および定額制によりがたいもの。	基本料 450 円に、1 リットルにつき 9 円の割合で算定した額を加算した額。
		(2) 臨時に収集を必要とするもの。	基本料 850 円に、1 リットルにつき 9 円の割合で算定した額を加算した額。

取 扱 区 分			
ごみ	事業活動に伴って生じた一般廃棄物	燃やすごみを収集し、および運搬して処分する場合	1 袋につき 10 キログラムまでごとに 300 円
		搬入された燃やすごみを処分する場合	20 キログラムまでごとに 340 円
		搬入された粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器および資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品を除く。以下この表において同じ。）を処分する場合	20 キログラムまでごとに 440 円
		許可業者が搬入する事業活動以外から生じた多量の一般廃棄物	市長が指定する投棄場に搬入された埋立てごみを処分する場合
	許可業者が搬入する事業活動以外から生じた多量の一般廃棄物	搬入された燃やすごみを処分する場合	20 キログラムまでごとに 340 円
		搬入された粗大ごみを処分する場合	20 キログラムまでごとに 440 円
		搬入された容器包装プラスチックを処分する場合	20 キログラムまでごとに 560 円
		市長が指定する投棄場に搬入された埋立てごみを処分する場合	彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例（平成 12 年彦根愛知犬上広域行政組合条例第 32 号）による。

事業活動以外から生じた 一般廃棄物	搬入された燃やすごみを処分する場合（40キログラムを超える場合に限る。）	40キログラムを超える重量 20キログラムまでごとに 220円		
	搬入された粗大ごみ（電源コンセントにつながる家庭用電化製品のうち最も長い1辺の長さが1メートル未満のもの（市長が別に定めるものを除く。）を除く。）を処分する場合	100円。ただし、40キログラムを超える場合は、当該40キログラムを超える重量20キログラムまでごとに400円を加算する。		
	搬入された容器包装プラスチックを処理する場合（20キログラムを超える場合に限る。）	20キログラムを超える重量 20キログラムまでごとに 560円		
	市長が指定する投棄場に搬入された埋立てごみを処分する場合	彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例による。		
	粗大ごみを収集し、および運搬して処分する場合	小物類を45リットル以下のビニール袋に収納した場合	1袋につき	400円
		最も長い一辺の長さが0.5メートル未満のもの	1点につき	400円
		最も長い一辺の長さが0.5メートル以上1.0メートル未満のもの	1点につき	600円
		最も長い一辺の長さが1.0メートル以上1.5メートル未満のもの	1点につき	900円
		最も長い一辺の長さが1.5メートル以上2.0メートル未満のもの	1点につき	1,200円
		最も長い一辺の長さが2.0メートル以上のもの	1点につき	1,500円
電源コンセントにつながる家庭用電化製品のうち最も長い1辺の長さが1メートル未満のもの（市長が別に定めるものを除く。）		5点までごとに につき400円。ただし、上記のいずれかの区分に該当する粗大ごみと併せて収集して処分する場合は、徴収しない。		
特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器	収集し、および運搬する場合	洗濯機および衣類乾燥機	1点につき 1,800円	
		テレビ	1点につき 2,100円	
		エアコンディショナー(屋外機を含む。)	1点につき 3,000円	
		冷蔵庫および冷凍庫	1点につき 3,400円	

清掃センター

1. 機 構



2. 衛生処理場

所在地 彦根市開出今町1330番地

敷地 12,467 m²

建築面積 1,214.195 m²

水槽面積 1,684.480 m²

施設概要

ア 処理方式 好気性消化・活性汚泥法処理方式(循環式)

処理工程

- 前処理設備 ——— 細目ドラムスクリーン＋スクリュウプレス→挟雑物の焼却
- 主処理設備 ——— 無希釈消化槽＋活性汚泥槽＋沈でん槽
- 高度処理設備 ——— 脱りんおよび加圧浮上処理
オゾン接触式脱色処理
上向流式砂ろ過処理
- 資源化設備 多重円盤型直接脱水機(造粒濃縮設備)
- 脱臭設備
 - 高濃度脱臭塔 ——— 薬液洗浄(3塔)＋活性炭吸着
 - 低濃度脱臭塔 ——— 水洗脱臭
 - ばっ気槽排気 ——— 水洗脱臭

イ 処理能力 156KL/日

放流水質

- BOD 10mg/L以下
- SS 5mg/L以下
- pH 6.0～8.5
- 色度 20度以下
- 透視度 100cm以上
- 全窒素 10mg/L以下
- 全りん 1mg/L以下

竣工年月日 昭和53年 3月31日(総工費 1,060,000,000円)

平成12年11月30日(汚泥再生処理センター整備改良事業

754,016,550円)

施設のあらまし

放流水による琵琶湖富栄養化防止のための水質改良、臭気防止等の問題点に対処するため、処理場の改良計画を京都大学の岩井衛生工学研究室にお願いし、施設改善とあわせ脱臭、脱窒素、脱りん、脱色の総合三次処理施設を設置した。平成11・12年度において浄化槽汚泥対策と施設の老朽化対策により施設改良を実施した。

3. ごみ焼却場

所在地 彦根市野瀬町279番地1

敷地 14,440 m²

建築面積 1,699.078 m²

施設概要

- 焼却能力 90トン／8時間（30トン／8時間×3基）
- 焼却炉 機械化バッチ燃焼式焼却炉
- 給塵方式 ピット&クレーン方式
- 集塵方式 バグフィルター
- 塩化水素・ダイオキシン類除去方式
消石灰・活性炭噴霧装置

竣工年月日 昭和52年3月9日（排ガス高度処理施設改良事業 平成13年3月15日）

総工費 755,800,000円（焼却炉、敷地、事務所含む）
（排ガス高度処理施設改良事業 3,749,550,000円）

施設のあらまし

産業活動の多様化、生活水準の向上に伴い排出されるごみを処理するため、機械化バッチ燃焼式焼却炉3基を運転し、さらに塩化水素除去等公害防止に万全を期している。

パッカー車等の収集専用車による収集および持込みごみを含めて1日平均99トンのごみを焼却処理している。また、平成11・12年度において、ダイオキシン類の排出を削減するため、集塵方式を電気集塵装置からろ過式集塵装置に変更する等の改良工事を実施した。

4. 粗大ごみ処理場

所在地 彦根市野瀬町279番地1

建築面積 383 m²

施設概要

- 処理方式 圧縮二次剪断方式
 - ア 破砕機（複合切断形）
一次破砕圧力 200トン 二次破砕圧力 100トン
 - イ 選別装置
鉄分（磁選機） アルミ（アルミ選別機） 可燃物、不燃物
 - ウ 集塵機
テトラサイクロン式
- 処理能力 50トン／5時間

竣工年月日 昭和54年9月14日

総工費 289,052,000円

5. プラスチックごみ減容装置

所在地 彦根市開出今町1330番地

建築面積 440.31 m²

施設概要

○処理方式 熱風溶融化方式
○処理能力 7.5トン/5時間
竣工年月日 昭和63年3月25日
総工費 115,350,000円

6. 缶選別圧縮装置

所在地 彦根市野瀬町279番地1
建築面積 64.68㎡
施設概要

○磁選機 1台
○アルミ選別機 1台
○圧縮装置 2台
○処理能力 4.9トン/5時間
竣工年月日 平成9年9月30日
総工費 39,060,000円

7. ペットボトル圧縮梱包機

所在地 彦根市野瀬町279番地1
建築面積 80.5㎡
処理能力 1トン/5時間
竣工年月日 平成13年7月31日
総工費 27,625,710円